平成２６年（フ）第１２３１０号
埼玉県三郷市駒形378―２―102
債務者　柏谷　清人
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３１７号
神奈川県相模原市中央区南楠本２丁目５―21―409
債務者　長谷川晃次
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３１８号
東京都足立区神明３丁目26―23―104
債務者　小山　光一
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３１９号
神奈川県横浜市中区松影町４丁目14―12―511
債務者　井上　慶一
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３２６号
東京都稲城市長峰３丁目２　杜の一番街２―1404
債務者　荒矢　直人
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３２９号
東京都東村山市富士見町１丁目２―54―４―203
債務者　堀川　峯一
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３３１号
神奈川県藤沢市善行１丁目６―１―403
債務者　福田　　泉
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３３７号
埼玉県川口市大字東内野496―５　水野方
債務者　大川　淑子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３４３号
東京都墨田区八広３丁目16―15
債務者　池上　信江
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１０５８号
札幌市手稲区西宮の沢１条３丁目10番５号
破産者　坂本由紀子
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０５号
川崎市多摩区中野島３丁目16番８号
破産者　天野　國弘
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第７号
京都府福知山市夜久野町額田小字向島117番地12、破産手続開始決定時の住所京都府福知山市かしの木台５丁目68番地の２
破産者　大重　秀一
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第３４８３号
大阪府交野市星田４丁目15番５―307号、開始決定時大阪府交野市大字星田5316番地の42
破産者　辰巳　昌光
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３５０号
大阪市淀川区十三本町２―５―24―207、住民票上の住所兵庫県川西市錦松台29番23号
破産者　中西　健太
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４６５号
神戸市東灘区住吉本町２丁目13番12号―302号、開始決定時大阪市阿倍野区阪南町６丁目１番16号
破産者　中村　敦司
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０９４号
大阪市住之江区住之江１丁目１番21号　メゾン住之江506号、事業所所在地大阪市住之江区中加賀屋３―13―21
破産者　まちの自転車店リコ中加賀屋店こと　中村　保廣
1　決定年月日　平成26年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部